

## 国民年金に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係  
☎476-1111(126)

### ■ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

1月1日から12月31日までの1年間に納付した国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には、この証明書または領収証書を必ず添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年2月に同証明書が送付されます。

なお、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付された場合も、実際に納めた方の社会保険料控除に加えることができます。申告の際には、家族宛てに送られた控除証明書を添付してください。詳しくは、日本年金機構ねんきん加入者ダイヤルまでお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)



## 旧氏(旧姓)併記についてのお知らせ

問 住民環境課 窓口係  
☎476-1111(163)

### 2019年11月5日から住民票およびマイナンバーカードに旧氏(旧姓)併記ができるようになりました。

2019年11月5日(火)から、

- ・住民票の写し・マイナンバーカードに本人からの申し出により「旧氏(旧姓)」を併記することができます。

※住民票に旧姓(旧氏)を併記したい方は、役場での手続きが必要です。

#### ？ 旧氏とは？

「旧氏(きゅうじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



旧姓は1人に1つだけつけられるよ！

#### マイナンバーカードがあると…

##### 誰でもとれる公的な身分証明書

- 窓口などでマイナンバーの提示が簡単に
- 旧姓も追記可能に(2019年度(予定))
- 健康保険証としても利用可能に(2020年度(予定))

##### セキュリティ対策も万全！

- 税や年金などの個人情報が入っていません
- マイナンバーを知られても個人情報は盗まれません
- 紛失・盗難の場合は24時間オンライン手続きを停止可能  
(万が一不正利用の恐れがある場合、マイナンバーの変更も可能)